

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔地域保健対策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
5	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎施策	広報活動の強化	<p>広報活動について、もう少しマスコミを使ってもらいたい。ウイルス検査で陽性になった方で、約3分の1が肝炎治療を行うため通院している方、約3分の1が肝炎のあることを知っているが通院していない方、約3分の1が肝炎を持っているがそのことを知らない方が通院して治療できるようにお願いしたい。</p> <p>昨年テレビ、CM、新聞等でPRがありました。今年はまだなかったように思いますので、今後継続してもらいたい。</p> <p>肝臓月間には松江駅前のチラシ、ティッシュ配布は良かったと思います。市町村の状況についてもお願いいたします。</p>	<p>肝臓週間では、松江駅前での肝炎ウイルス検査の啓発活動（チラシ、ティッシュ配布）を初めて患者団体の方々と一緒に行い、非常に有意義な取り組みができた。</p> <p>また、出雲保健所では島根大学附属病院とタイアップしての普及啓発活動（肝炎ウイルス無料検査、公開講座、展示）を、浜田保健所でも駅前での街頭キャンペーンを行い、多くの方々に肝炎のことを知っていただく良い機会となった。</p> <p>今年度上半期の広報活動については、山陰中央新報への「肝炎特集記事(5/31)」や「県民だより(7/3)」の掲載を行った。</p> <p>テレビCMについては、7月の肝臓週間（肝炎デー）には国や他自治体によるテレビCMもあることから、県では秋頃テレビCMの実施を検討中。</p> <p>【市町村の取組状況】</p> <p>市町村での肝臓週間の取組については、行政告知端末や市町村広報誌での健診受診の啓発、スーパー等でチラシを折り込んだティッシュ配布、特定健診に合わせて肝炎ウイルス検査のポスターの医療機関への掲示等が行われている。</p> <p>また、年間を通して、検査対象者への個別通知、ホームページ、健康カレンダーの各戸配布等の広報活動が行われている。</p> <p>今後も引き続き、市町村・事業所等の健診実施主体とも連携し、肝炎の早期発見・早期治療等の広報活動を進めていく。</p>	<p>先の取組みに加え、次のとおり広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビCM（山陰中央テレビ） 期間：11/17～12/18日（15秒CM）141本 実施者：島根県、キャンペーン協賛機関</li> <li>・ラジオスポット（FM山陰、山陰放送） 期間：1/16～1/22日 28回 実施者：島根県及び鳥取県の合同</li> </ul>	健康推進課 薬事衛生課	松江肝臓友の会	8月27日
13	02雲南	03_地域保健対策	06_その他	学校における水道水の管理	<p>食育に関し、飲料水については、学校の水道が適切に管理されているにもかかわらず、子どもたちはペットボトルを、しかも冷たく冷やしたものを取り過ぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>学校の水道水は安全であり、自由に飲料もされているが、児童の体調管理や熱中症予防、給食時の湯茶として、保育所や学校現場で水筒等を持参する指導がされている現状がある。熱中症予防のためには、こまめな水分補給が必要であり、一部には冷たい水が効果的との報告もある。</p> <p>一方、冷たい水は体に良くないとの説もあるが、特にこの時期においては、子どもが積極的に水分を取ることが優先に考えていただき、状況に応じた指導が必要。</p> <p>今後も学校現場でお気づきの点があれば、学校や市町村へ御指導をお願いしたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	島根県薬剤師会 雲南支部	7月23日
18	03出雲	03_地域保健対策	06_その他	薬局における管理薬剤師の兼務の許可について	<p>管理薬剤師の兼務については、薬事法第7条第3項及び平成18年9月27日付薬第1066号「薬事法第7条第3項ただし書きの規定（法第27条において準用する場合を含む）に基づく兼務許可の取扱いについて」通知により、一部の例外を除き、原則として禁止されているところ。</p> <p>2025年までに団塊の世代が75歳以上となり、地域において要介護状態の高齢者数の増加が見込まれる中、在宅医療の推進や医療と介護との円滑な連携を進めていくことが急務となっています。</p> <p>在宅医療を推進するためには医療機関や訪問看護事業所、介護事業所などのほか、24時間365日において調剤に対応できる薬局の整備が必要となってきます。</p> <p>一方で、調剤薬局からは「在宅医療の推進のために、薬剤師会として無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築を検討しているが、24時間365日において調剤できる薬局とするための薬剤師の確保に苦慮している。現在、禁止されている管理薬剤師の兼務が許可されれば、無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築につながる事が期待できる。」と伺いました。</p> <p>このため、今後より一層の在宅医療を推進していくために、現在禁止されている管理薬剤師の兼務について大幅に緩和していただくよう要望します。</p>	<p>薬局の管理者は、保健衛生上の必要から、常時その薬局を直接管理することとされており、薬事法において薬局の管理者の兼務については原則禁止とされている。</p> <p>ご意見にある無菌調剤室の共同利用や医療用麻薬の供給体制の構築（麻薬小売間譲渡）を行うにあたっては、必ずしも薬局の管理者が兼務により行う必要はなく、この兼務の禁止規定により制限されるものではない。</p> <p>現在、県においても一般社団法人島根県薬剤師会と連携し、薬剤師確保、無菌調剤室の整備などの事業を検討して、在宅医療を推進しているところ。</p>	<p>管理薬剤師の兼務については公聴会での回答のとおり。</p> <p>なお、その他薬剤師関連の動きとしては、在宅医療の推進を含めた医療・介護サービスの推進を図る目的で、一般社団法人島根県薬剤師会と連携して、まず、県内に勤務して頂ける薬剤師を確保するための大学薬学部訪問事業、高校生薬剤師体験セミナー、次に、薬を適切に服用して頂くため、介護施設等職員に対する薬に関する服薬管理体制整備事業、さらには、高度な調剤が地域で可能となる無菌調剤室の共同利用を推進するための研修事業や補助金事業等を実施している。</p>	薬事衛生課	出雲市	9月2日

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔地域保健対策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
26	04県央	03_地域保健対策	06_その他	食品衛生協会加入の重要性等	<p>島根県全体の食中毒のリスクを軽減するためには、悪い意味で進化している食中毒菌や食中毒に対する対応、対処、認識、知識が必要である。現代は、情報化社会でネットを通じた情報収集は可能であるが、個人的情報収集には限界があると思われる。食品衛生協会や飲食業組合といった組織に加入し、組織による講習・講演や迅速な情報伝達ネットワークを活用すべきである。飲食の提供、安心・安全を考えたときに今一度、調理師免許の必要性を強く要望したい。安全マニュアル・調理マニュアルといった手引き主導による営業店が増える中、知識と経験、調理師免許取得者による営業許可申請は、今後、県レベルで取り組むべき課題であると考えます。また、県薬事衛生課・保健所・食品衛生協会・飲食業組合・調理師会の連携は必至である。</p>	<p>食品衛生協会及び飲食業生活衛生同業組合においては、ノロウイルス食中毒予防対策等の会員等への啓発及び周知において一翼を担ってもらっており、感謝。引き続き、食品衛生に関する情報提供に努めるとともに、講習会の実施など連携していきたい。</p> <p>食品衛生協会や飲食業飲食業生活衛生同業組合への加入については、それぞれの団体において詳しい説明を実施し、加入者の増加に努められていることと思う。行政としても、新規の営業相談などの際に、協会や組合の説明やパンフレットの配布などを実施しているところ。</p> <p>調理師免許取得者は食品衛生知識をはじめ公衆衛生等に関する知識があり、営業施設で食品衛生を確保する上で重要な存在。本県では、食品衛生法施行条例において、営業者が施設ごとに食品衛生責任者を設置することとしている。食品衛生責任者には、業態に応じ、努めて調理師、栄養士などの資格を有する方を選定することとしているところ。</p> <p>また、調理師など資格を有する方については、食品衛生責任者となって初めて受講する養成講習会を免除しているところ。</p> <p>なお、食品衛生法に基づく営業許可は、都道府県が施設基準にあう施設で営業する場合で、同法で定める人的欠格事項に該当しない場合に知事が許可できることとなり、営業者に特段の資格要件はありません。</p> <p>食品を取り巻く様々な問題は、少なくなるどころか年々増加している。今後も食品衛生に関する情報提供に努めるとともに、様々な場面で連携し、食品の安全・安心の確保に努めていきたい。</p>	<p>ノロウイルス食中毒予防対策、異物混入防止対策、さらに食品表示法の施行など食品を巡る様々な課題への対応については、これまで以上に食品衛生協会及び飲食業生活衛生同業組合などの関係団体の方々との連携が必要と考えている。</p> <p>これまでも増して情報提供に努めるとともに、連携し、食品の安全・安心の確保に努めたい。</p>	薬事衛生課	島根県食品衛生協会大田支所	8月1日
27	05浜田	03_地域保健対策	06_その他	食生活改善推進協議会の組織増加について	<p>現在、島根県において、19市町村のうち、16市町村しか協議会がありません。地域の健康づくりを担って活動している私たちには県全体に会員が必要です。特に大きな大田市は未組織、出雲市は多岐のみです。私たちの活動が5年先、10年先の健康な町を作り出します。医療費削減にもつながります。健康寿命の延伸に向けても、是非、県の方からも未加入の市町村の働きかけをお願いします。</p>	<p>健康寿命の延伸を目指して、健康長寿しまね推進計画や食育推進計画において、食生活改善推進員の活動を推進している。食生活改善推進協議会の未組織市町のうち、出雲市、大田市、海士町においては、市町の実情に応じた「食のボランティア」を育成・組織化し活動されている。</p> <p>食育や健康づくりの推進を図るため、食生活改善推進員や食のボランティアの未組織の市町の解消は重要。また、会員の高齢化も進捗中、新たな会員の育成も必要。このため、市町村が育成を実施する場合には、求めに応じて支援を行う。</p> <p>今年度は、食育活動の活性化と連携や協働を目的に、圏域毎に食育に関するボランティア等の交流会などを開催し、食生活改善推進協議会の活動など相互に情報共有する予定。今後とも、各地域における積極的な御協力をお願いします。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	浜田市食生活改善推進協議会	8月8日
32	06益田	03_地域保健対策	02_難病施策	新しい難病制度についてほか	<p>(1) 新しく始まる難病医療費助成制度について、この度はかなりの変更になると思われ、不安に思っている患者さんもいる。新しく指定される病気の患者さんも含め、該当者にはわかりやすく納得ができるように説明をお願いします。</p> <p>(2) 昨年も同じ意見を出しており、「公聴会の概要」の公聴会後の対応状況を読んでも努力していただいており、ありがたく思っております。しかし、何人かに意見を聞くと必ず出てくるので、引き続き対応をお願いします。</p> <p>①ネットワークについてはやはり西部の医療機関の加入が少ないように思われ、せっかくカードを作っても意味がない、という意見ももらった。医師の少ない県西部にこそネットワークを活用し、県全体で一つの総合病院のような活用ができることを望みます。できれば病院内においても、診療科をまたいだチーム医療のようなものをしていただくと、例えば内科だけでなく皮膚科や外科など病気に関連して他科を受診するときに有益だと思われそうです。</p> <p>②就労についても、病気が寛解あるいは完治した後には必ず出てくる問題ですので、よろしくをお願いします。</p> <p>(3) これも数年前に出した意見ですが、腸疾患の患者にとって外出時のトイレの確保は重要な問題です。安心して外出できるように、人の集まる施設からでも、是非にウォッシュレットのトイレとストーマの患者さんに対応したトイレの整備をお願いします。</p>	<p>(1) これまでの難病対策は、法に基づかない事業として実施されてきたが、この度、難病に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度などを盛り込んだ「難病の患者に対する医療等に関する法律」（「難病新法」と略）が制定された。新制度では、重症度や所得区分に応じて一定の自己負担を求めることとした上で、助成の対象を56疾病から300疾病へ拡大することとされている。更に、患者・家族に対する相談支援などの療養生活環境整備事業についても法に基づく事業として位置付けられ、これらの措置により、難病患者の方々の療養生活の質的な向上が図られるものと考えている。対象疾病や重症度分類などの具体的な内容については、今後、厚生労働省で開催される第三者の委員会において議論されることとなり、情報が入り次第、患者家族会等に対して情報提供する。</p> <p>(2)</p> <p>①まめネットの加入については、平成25年度末までに主な病院ではカルテ情報等の情報提供を開始。一部準備中の病院も本年度内には情報提供が始まると考えている。今後は、診療所の加入を医師会等とも連携して促進していく。さらに、今年度中に「調剤情報管理システム」や「在宅医療支援システム」が運用開始する予定で、医療機関だけでなく薬局や介護事業者の方々も「まめネット」を利用していただく予定。</p> <p>②障がい者の就業と生活支援は、具体的には、国の制度に基づき各福祉圏域ごとに就業・生活支援センターが設置され、求職活動支援、職場定着支援、余暇活動といった支援を行っている。また、センターを中心に、ハローワーク、保健所、市町村、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、就職から職場定着までの支援を行っている。従って、今後は、これら総合支援法における就労支援サービスの提供を受けることができるようになることで、就職件数の向上、離職予防などが改善されることが期待され、難病相談支援センター事業により「しまね難病相談支援センター」へ委託し就労支援している。平成25年度実績では、県内で33名から就労相談を受け、8名が就労に至った。（益田圏域においては、2名から相談を受け1名が就労となった）。</p> <p>また、難病新法では、厚生労働大臣は難病患者に対する就労の支援について基本方針を定めることとされている。これにより法制度のなかで就労支援がより拡充すると考えている。</p> <p>(3) 島根県では、高齢者、障がい者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除き、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを目的として、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定している。この条例に基づき、公共的施設の整備基準を規則で定めており、施設の整備主体はこの基準に適合させるよう努めるとされている。</p> <p>トイレについては、全ての公共的施設を対象に「腰掛便座（洋式トイレ）及び手すり等を適切に配置すること」が整備基準とされている。なお、オストメイト対応トイレの整備については、用途面積が2,000㎡（益田合庁本館（4,673㎡）の半分程度の大きさ）以上の公共的施設が対象とされている。このような整備基準の取扱いなどを解説した「施設整備マニュアル」を昨年度に改訂し、ホームページで公開するとともに、この6月には印刷物として各市町村や建築士事務所協会などに配布し、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を図っている。</p>	<p>(1) 難病新法の概要、医療費助成制度における医療費助成については、26年10月に患者家族会交流会において概要を説明した。</p> <p>また、対象疾病が定まった以降では、12月に開催した難病医療連絡協議会及び2月の難病患者交流会において医療費助成について説明を行った。</p> <p>今後、新たな情報が出次第、県のホームページ等を利用して情報提供を行うこととしている。</p> <p>(2)</p> <p>①まめネットの加入について 平成27年2月末現在で 病院：50機関、医科診療所：256機関、調剤薬局：35機関、歯科診療所：1機関、訪問看護ステーション：17機関、介護施設：19機関、その他：14機関、合計382機関の加入をいただいている。（平成26年3月末時点では306機関が加入） 調剤情報管理システムは平成26年12月より本格稼働開始済み。在宅医療支援システムは平成27年4月運用開始予定</p> <p>②公聴会時の回答と同じ</p> <p>(3) 公聴会時の回答と同じ</p>	<p>医療政策課</p> <p>健康推進課</p> <p>障がい福祉課</p>	藍の葉会	7月23日

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔地域保健対策〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
33	06益田	03_地域保健対策	02_難病施策	難病者の就労支援についてほか	<p>(1) 2013年4月、障害者総合支援法の施行に際し、難病者を規定することで、取り巻く状況が大きく変わろうとしている。「慢性疾患に伴う機能障害を含む」と規定したことで、従来症状の変動する場合は障害とは認定せず、生活支援から除外されることが多かった。今後、難病患者の支援が期待できる。今回は就労支援について質問したい。</p> <p>障害者の就労支援については、いわゆる三障害の方は障害が比較的固定している方が多く、就労支援も難病患者に比べると支援がしやすいのに対して、難病患者の場合は、症状が進行していくため支援に困難さがあることも承知している。しかし、厚労省は雇用開発助成金を開設し、企業に対する貸金助成をするなど、啓発活動もしている。</p> <p>①県内において難病患者の就労希望者に対して、実績がどの程度あるか。②ミスマッチがあればどのようなところに問題があると分析しておられるか、教えて頂きたい。</p> <p>③新法の施行により、就労支援について、今までよりどのように改善されていくのか、現時点での見通しを伺いたい。</p> <p>(2) (以下、患者の介護者からの聞き取りによる)</p> <p>平成26年3月にレスパイト入院(在宅重症難病患者一次入院支援事業)を取得しましたが、以下の問題ができました。</p> <p>A病院は1月前に申し入れても確約はできないとのことでした。確約がなければ大切な用を足すため旅行の割安エアチケットも買えないし、詳細の予定も立てられず、この事業に参加している病院ではないと思う。B病院も一度受け入れてくれたのにすぐに断ってこられました。最終的にはB病院が受け入れてくれましたが、後味の悪い思いをしました。今後この制度を積極的に利用する意欲を大いに阻害されてしまいました。県と受入れ病院との契約時に患者・家族の立場に立った受入れが確実に行われるよう切に望みます。</p> <p>レスパイト入院については、在宅医療を受けている患者の介護者の疲れに対する配慮のための施策だと思いますが、高齢化、核家族化が進み、かろうじて高齢の介護者で患者が支えられている介護者も安心できるようにならないものか。今後の見通しを知りたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①労働局が公表された平成25年度の難病障がい者の就職実績は、求職者55人に対して就職者20人となっている。(ただし、難病障がい者で手帳を所持している者は、身体、精神の区分に分類されている)</p> <p>②就職先の例としては、製造業やスーパーの品出し、清掃業など。ミスマッチの例としては、屋外で労働に従事していた者が、事務や屋内作業に従事された場合などに離職されるケースがある。</p> <p>また、難病患者であることをクローズにして就職された場合、職場での配慮を得られない、職場に訪問しての関係機関の支援が得られない状況のなかで勤務しなけなければならないことが課題となっている。</p> <p>③障がい者の就業と生活支援は、具体的には、国の制度に基づき各福祉圏域ごとに就業・生活支援センターが設置され、求職活動支援、職場定着支援、余暇活動といった支援を行っている。また、センターを中心に、ハローワーク、保健所、市町村、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、就職から職場定着までの支援を行っている。従って、今後は、これら総合支援法における就労支援サービスの提供を受けることができるようになることで、就職件数の向上、離職予防などが改善されることが期待される。</p> <p>また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(「難病新法」と略)が、平成26年5月23日に成立した。難病新法では、厚生労働大臣は難病患者に対する就労の支援について基本方針を定めることとされている。これにより法制度のなかで就労支援がより拡充すると考えている。</p> <p>(2) レスパイト入院の確実な受け入れについては、各圏域で開催している難病協議会や県で開催している「島根県難病医療連絡協議会」において、受け入れ体制の徹底(早期の確定通知等)について委託医療機関に対して理解と協力を求めていく。</p> <p>また、患者家族の利便性を高めるためにレスパイト入院の受け入れ医療機関の拡充を進めており、現時点で委託医療機関は20施設(平成23年度9病院、平成24年度13病院、平成25年度16病院、平成26年度現在20病院)となり、全ての圏域に設置したところである。今後は市町村単位に設置できるように促進していく。(島根県は平成21年度よりレスパイト入院を実施(平成22年度より国が事業化))</p>	<p>(1) 公聴会時の回答と同じ</p> <p>(2) レスパイト入院の受け入れ医療機関については平成27年3月1日現在、20施設である。今後も委託医療機関が増えるよう病院に協力を求める。</p>	健康推進課 障がい福祉課	益田地区脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者・家族会「ひとまろ会」	7月23日
34	06益田	03_地域保健対策	06_その他	地域における健康づくりの推進についてほか	<p>「一人ひとりの市民が健康で心豊かに充実した日々を末永く続けていくための地域住民主体の取組み」として、平成23年6月「健康ますだ市21推進協議会」が発足し、平成32年までの10年間の長期に渡るプロジェクトがスタートしました。</p> <p>「いきいき、すこやか、ささえあい」のスローガンの下、食生活、歯科、心の健康、運動の4部会に分かれての「部会活動」と「地区活動」をそれぞれ、部会長や地区推進委員の方々を中心に展開してきております。そして、同じテーマの下で実践を積み上げた年度毎の成果もまとめてきました。このようにして取り組んできた部会活動と地区活動について、3年間(第1期目)の実績と成果をまとめ、26年6月の総会で発表するに至りました。</p> <p>地域住民の健康増進を図る取組を進めていくために、様々な方々団体様の協力をいただきながら、事業計画を立ててきました。その中で、地域の人材や有効な資源の活用を図りながら活動を進めていくことは非常に大切なことです。その意味において、組織化された既存の団体や、専門家(医師、歯科医師、看護師などの医療従事者、栄養士、食生活改善委員さん等)に積極的に関わってもらい力添えをいただいております。</p> <p>このような中において、平成25年11月14日、島根県「健康なまちづくり推進フォーラム」で、「健康ますだ市21」の取組み2年目の状況について、発表する機会に恵まれました。与えられた10分間でその状況や内容について伝えることは至難の業でしたが、益田市内の21地区全てにおいて、共通テーマを踏まえながら取り組んできている活動の実際を、4部門についてかいつまんでお話することができました。また、県下市町村内の自治会や町内会や事業所等で取り組まれている事例についても、情報を得ることができました。</p> <p>私たち推進協議会の取組みは、広範な市内全域を対象としていますので、益田市健康増進課のアドバイスや指導も受けながら、一貫性のある組織活動の展開を目指しております。そのため、どこの地域においても、部会活動と推進委員さんを中心とした地区活動について、ユニークなアイデアを出し合いながらの展開を目指しており、計画立案にも腐心を重ねているところです。また、これらのことについては、圏域の健康・福祉・医療等の部門を統括して下さっている益田保健所からのご助言もいただいております。さらに、所長さんからは、関連する会合等で賞賛の言葉や、エールをいただくことも多くあり、健康推進活動を更に活性化させていくための強力なエネルギー源となり、新たな刺激にもなっております。</p> <p>このような活動を長期にわたって推し進めていくためには、地域における献身的なメンバーに寄りすがっていただけでは継続は困難であります。限られた益田市からの補助金だけでなく、健康長寿しまねを推し進めておられる島根県からの、物心両面にわたる側面的なご援助を是非ともいただきたいものと考えております。</p>	<p>・健康ますだ市21推進協議会様においては、益田市全域20地区で、健康を守る会が発足し、住民主体の健康づくり対策が展開されている。貴協議会の活動については、全国的にも評価され、平成24年度の保健文化賞を受賞され、昨年度の県主催のフォーラムにおいて事例発表もお願いしたところ。</p> <p>・東日本大震災において「人と人との絆」「人と人との支え合い」の重要性が改めて認識され、「人と人との絆」に基づくソーシャルキャピタル(信頼、つながり、ネットワーク)を活用した住民主体の取組の重要性が指摘された。このため、健康づくり活動においてもソーシャルキャピタルを活用した住民主体の活動が求められている。</p> <p>・健康ますだ市21推進協議会の活動は、その点においても先駆的かつモデル的な活動の一つ。県としては、人材育成や研修等の支援をしながら、是非今後も継続し、地域課題に応じ充実した活動を展開して頂きたい。</p> <p>&lt;活動助成について&gt;</p> <p>・平成26年度は、めざせ!!健康な働き盛り世代大作戦として、からだを動かそうプロジェクト事業を実施する。これは、働き盛り世代を対象として運動について取組事例について補助を行うもの。主な年代を働き盛り世代としているが、職場だけでなく地域での取組みも可能であるので、検討されてみてはいかがかと思う。</p> <p>なお、今年度から国では「地域健康増進促進事業」のように、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底に関して、市町村・民間団体などの独創的な事業に補助をする事業が開始された。今年度の補助先は決定しているが、来年度も実施されると聞いているので、検討されてみてはいかがかと思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	健康ますだ市21推進協議会	7月23日